実務経験内容及び必要年数（サービス管理責任者）
以下のいずれかの実務経験年数がある者

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">業　務　内　容</th><th colspan="3">実務経験年数</th></tr>
<tr><th>国家資格※1</th><th>有資格※2</th><th>左記以外</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1
相談支援業務</td><td>ア　施設等において相談支援業務に従事する者
○　一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業
○　児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場
○　障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</td><td rowspan="6">3年以上</td><td rowspan="6">5年以上</td><td rowspan="5">5年以上</td></tr>
<tr><td>イ　保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者
（1）社会福祉主事任用資格を有する者
（2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
（3）国家資格（第4区分に掲げる資格）を有する者
（4）ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者</td></tr>
<tr><td>ウ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>エ　盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>オ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2
直接支援業務</td><td>カ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者
○　障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設（※2）、介護老人保健施設、介護医療院、医療法に規定する療養病床
○　障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅生活支援事業（※3）
○　保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所</td><td rowspan="5">8年以上</td></tr>
<tr><td>キ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>ク　盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者</td></tr>
<tr><td>ケ　その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者
○　市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所、地域活動支援センター</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>3
有資格</td><td colspan="4">コ　上記のカからケに掲げる者であって、次のいずれかに該当する者
（1）社会福祉主事任用資格を有する者
（2）訪問介護員2級以上（現 介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者等
（3）児童指導員任用資格者
（4）保育士（※1）
（5）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者</td></tr>
<tr><td>4
国家資格</td><td colspan="4">以下の国家資格に係る業務に従事した期間が3年以上ある者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、公認心理師</td></tr>
</table>

① **相談支援業務**
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② **直接支援業務**
身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練練又は職業教育等に係る業務

（注）実務経験及び日数換算
1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。
例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※１　保育所は、第１又は第２の対象施設に含まれないため、保育所勤務期間は実務経験に算入できない。
※２　老人福祉施設（老人福祉法第５条の３）
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
※３　老人居宅生活支援事業（老人福祉法第５条の２）
老人居宅介護等事業（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）、老人デイサービス事業（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、及び複合型サービス福祉事業（看護小規模多機能型居宅介護事業）

サービス管理責任者の実務要件に関するQ&A

質　　問	回　　答
○旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。	市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。
○社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が 5 年以上となっている（前頁第３　コ）が、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて 5 年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて５年間の実務経験が必要ということではない。
○国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算 3 年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が 3 年以上となっている（前頁第３　サ）が、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。	相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。ただし、かつ国家資格による従事期間が通算して３年以上必要であり、その期間は国家資格取得後となる。
○実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。	掲げられている機関や施設において、前頁の表の下に記載した「第１　相談支援業務」及び「第２　直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。
○指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。	過去に勤務していた施設等の長による証明書を確認する。ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない。 尚、過去に勤務した施設等が現存しない場合は、①運営法人の閉鎖登記簿と②管理者か法人代表者の実務経験証明書又は業務内容や業務期間及び勤務日数等が記載された出勤簿等の客観的に判断できる書類の提出を求め、実務経験として認められるか判断を行う。
○障害福祉サービス事業所に経理事務員として 10 年以上勤務した場合、実務経験として認められるのか。	認められない。
○高齢者居宅介護支援事業所でケアマネージャー（介護支援専門員）として５年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務として、５年以上の実務経験があれば対象となる。
○幼稚園、保育所、学校等で 10 年以上従事し、児童の中に障害児がいた場合、実務経験として認められるか。	認められない。なお、特別支援学級は認められる。